

## 議案第64号

### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|-------|-------|
|       |       |

別表第1（第5条関係）

1～5 略

6 特別入院施設料

| 区分       |    | 金額（1床1日につき）             |                                  |        |
|----------|----|-------------------------|----------------------------------|--------|
|          |    | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの |        |
| 鳥取県立中央病院 | 個室 | 甲                       | 9,000円                           | 9,720円 |
|          |    | 乙                       | 7,000円                           | 7,560円 |
|          |    | 丙                       | 5,000円                           | 5,400円 |
| 略        |    |                         |                                  |        |

7～10 略

備考 略

別表第1（第5条関係）

1～5 略

6 特別入院施設料

| 区分       |    | 金額（1床1日につき）             |                                  |        |
|----------|----|-------------------------|----------------------------------|--------|
|          |    | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に係るもの | 非課税とされる助産に係る資産の譲渡等以外の資産の譲渡等に係るもの |        |
| 鳥取県立中央病院 | 個室 | 甲                       | 8,000円                           | 8,640円 |
|          |    | 乙                       | 4,000円                           | 4,320円 |
| 略        |    |                         |                                  |        |

7～10 略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の6の表の規定は、平成30年度に供用を開始する中央病院の施設の使用について適用し、従前の中央病院の施設の使用については、なお従前の例による。